(仮称)深浦風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社グリーンパワーインベストメントが、青森県西津軽郡深浦町において、 最大で総出力 100,000kW の風力発電所を設置するものである。

本事業は、現時点では、系統連系への接続は確保されていないが、恵まれた風況を活用するものであり、再生可能エネルギーの普及の観点からは望ましいものである。

一方、事業実施想定区域には、水源のかん養、土砂の崩壊防備及び干害防備を目的とする保安林や自然度の高い森林も存在している。また、事業実施想定区域には、幅員の狭い小規模な林道や作業道があるのみで、当該区域において本事業を実施する場合には、それら既存道路の拡幅や取付道路の敷設等のため、新たに相当規模の地形改変を伴うことが想定され、これら自然度の高い森林の直接改変が懸念されるほか、地形改変や発生土により事業実施想定区域内に存在する複数の沢筋や河川区域、その下流に位置する海域の水環境及び水生生物の生息・生育環境への影響が懸念される。さらに、事業実施想定区域及びその周辺においては、イヌワシ、クマタカ等の猛禽類等の重要な動物の生息やチトセバイカモ、ムラサキ等の重要な植物の生育が確認されており、本事業の実施に伴うこれら動植物への重大な影響が懸念される。

これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずることにより、対象事業実施区域の設定及び風力発電設備等の配置等の見直しが必要である。また、 それらの検討経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。

- 1.対象事業実施区域の設定について
- (1)対象事業実施区域の設定に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の 程度を整理し、事業実施想定区域からの絞り込みの検討経緯を明確にし、比較すること。
- (2)事業実施想定区域には、水源のかん養、土砂の崩壊防備及び干害防備といった公益的機能の発揮を目的として指定されている保安林並びに自然環境保全基礎調査の植生区分が、「ブナクラス域自然植生」及び「ブナクラス域代償植生のうち植生自然度の高いオオバクロモジ ミズナラ群集」となっている区域が存在しているほか、本事業に活用可能な既存道路が存在しない区域及び急峻な尾根筋や起伏のある地形となっている区域も存在している。これらのことから、風力発電設備及び取付道路等の付帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の設置により、尾根筋、沢筋及び河川区域周辺の森林を伐開し地形を改変した場合には、直接改変による森林環境の消失が強く懸念されるほか、日本海からの卓越風による影響を強く受け、気象害等による周辺森林の劣化を招くおそれがある。また、自然度の高い植生、尾根筋や水域周辺等の生態系は、生物多様性の保全上重要かつ壊れやすく、回復が困難なため、改変は極力回避されなくてはならない。したがって、対象事業実施区域の設定に当たっては、特に 清滝川左岸上流部、大

したがって、対象事業実施区域の設定に当たっては、特に 清滝川左岸上流部、 大船沢から扇田沢までの間、 扇田沢左岸上流部のうち、自然度の高い植生が存在する区域、急峻な尾根筋や起伏のある地形となっている区域を除外すること。なお、既存道路が存在せず、これらの区域等を大幅に改変しない限り風力発電設備等が設置できない区域についても除外すること。

また、上記以外の公益的機能の発揮が特に必要な区域、既存道路が存在しない区域及び急峻な尾根筋や起伏のある地形となっている区域については、極力除外すること。

さらに、事業実施想定区域に存在する複数の沢筋や河川区域、その下流に位置する海域についても、本事業の実施に伴う土砂や濁水の流入による水環境や水生生物の生息・ 生育環境への影響が懸念されることから、沢筋や河川区域周辺の改変は極力回避すること。

2 . 各論

(1)騒音等について

事業実施想定区域の周辺には、住居地域、学校、保育所、福祉施設等の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在しており、工事中及び供用時における騒音等による環境影響が懸念される。このため、風力発電設備等の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成11年7月、環境省)等に基づき、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、騒音等による影響を回避又は極力低減すること。

(2)風車の影について

事業実施想定区域の周辺には、住居等が存在しており、供用時における風車の影による環境影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住居等への環境影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による影響を回避又は極力低減すること。

(3)鳥類について

事業実施想定区域及びその周辺においては、既存資料や文献においてイヌワシ、クマタカ等の猛禽類の生息やガン・カモ・ハクチョウ類の渡来が確認されている。このため、風力発電設備への衝突事故等によるこれら鳥類への重大な環境影響を回避するため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、重要な鳥類に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、環境影響を評価し、反映すること。

(4) 水生生物について

本事業の実施により、複数の沢筋や河川区域、その下流に位置する海域へ土砂や濁水が流入し、そこに生息・生育する重要な水生生物への影響が懸念される。このため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、沢筋や河川区域から距離を確保するとともに、工事実施時の土工量を抑制し、土砂の流出を最小限に抑えること等により、重要な水生生物への影響を回避又は極力低減すること。

(5)植物について

事業実施想定区域には、チトセバイカモ、ムラサキ、ベニバナヤマシャクヤク等の重要な植物の生育環境が存在している。このため、重要な植物への重大な環境影響を回避するため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、重要な植物に関する調査及

び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、環境影響を評価し、反映すること。また、自然度の高い植生(現地調査の結果から、自然環境保全基礎調査の現存植生図において、「ブナクラス域自然植生」又は「ブナクラス域代償植生のオオバクロモジ ミズナラ群集」と同等の植生自然度と判断された植生)の改変及びまとまりのある森林の分断についても回避又は極力低減すること。

(6)生態系について

事業実施想定区域には、自然植生やブナクラス域代償植生のうち植生自然度の高いオオバクロモジ ミズナラ群集、水源かん養保安林等に指定された森林が分布するほか、沢、河川、池沼等の水域も存在し、豊かな自然環境のまとまりの場となっている。このことから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、比較的平坦な台地段丘面及び砂礫台地上の既存道路や無立木地等を活用することにより、新たな森林の伐開と地形改変を回避又は極力低減すること。

(7)発生土について

本事業の実施に当たっては、既存道路の拡幅、取付道路の敷設、急峻な尾根筋の改変等に伴う発生土による自然環境への影響が懸念される。このため、既存道路の拡幅面積の最少化や既存道路の有効活用による道路新設の最少化、急峻な尾根筋の改変を回避すること等により発生土量を極力抑制するよう検討すること。また、土量収支の均衡に努め、残土については、場外処分地へ搬出することを基本として検討すること。

(8)景観について

事業実施想定区域の近傍には、複数の住居地域が存在することから、今後の手続においては、これらの住居地域についても眺望点を設定し、景観について調査、予測及び評価を行うこと。